

新型コロナウイルス感染症対策における施設のガイドライン

尼崎市立美方高原自然の家

(2020年 6月 2日 策定 (2021年 1月18日 一部改訂) (2021年 5月12日 一部改訂)
(2021年 6月21日 一部改訂) (2021年 7月27日 一部改訂) (2021年 8月3日 一部改訂)
(2021年 8月11日 一部改訂) (2021年10月8日 一部改訂) (2021年10月21日 一部改訂)
(2022年 6月17日 一部改訂)

1 施設のガイドラインについて

尼崎市立美方高原自然の家では、新型コロナウイルス感染防止のために提唱される「新しい生活様式」に対応した「新型コロナウイルス感染症感染拡大防止ガイドライン」を策定しました。

このガイドラインは、関連する各団体等のガイドラインを参考に、当施設が特に留意すべき事項について、新型コロナウイルス感染症の流行が収束するまでの当面の対策として、取りまとめたものです。なお、本ガイドライン内の各対策は今後の国、県、市の方針や社会的状況を踏まえ、内容が変更される場合があります。

新型コロナウイルス感染症と共に生きていく施設運営のためには、感染リスクはゼロにならないということを受け入れた上で、可能な限りリスクを低減させる努力を行います。

2 感染拡大防止の基本的な考え方

- (1) 新型コロナウイルス感染症専門家会議の提言を踏まえて「新しい生活様式」を参考にし、感染防止の基本である「密を避ける」「身体的距離の確保」「マスクの着用」「手洗いの実施」を中心とし、施設内及び活動エリアにおける感染対策にも取り組みます。
- (2) 主な感染経路である接触感染と飛沫感染のそれぞれについて、利用者等の動線や接触等を考慮し、そのリスクに応じた対策を検討し講じます。
- (3) 職員や関係者などの事業に係るすべてのスタッフに対して、感染防止対策の重要性を理解させ、日常生活を含む行動変容を促します。
- (4) 事前に、利用者や参加者へ新型コロナウイルス感染症の感染防止対策について情報を共有し、必要な協力を周知いたします。
- (5) 当施設にて新型コロナウイルス感染症の発症者が出た場合、その後、回復した関係者が差別されるなどの人権侵害を受けることのないよう、円滑な社会復帰のため、十分な配慮と協力を行います。

3 主な感染防止の当施設取り組み

(1) 接触感染（共有する場所の消毒）

ア ご利用前後には、各使用場所や備品の清掃と消毒を行います。

ドアノブ、テーブル、椅子、電気スイッチ、蛇口、手すり、エレベーターボタンと内部、自動販売機、トイレ等を定期的に消毒します。

イ 玄関、食堂前等に手指消毒液を設置します。

ウ 当面の間、図書・展示コーナーを閉鎖します。また、不特定多数が使用するスリッパなどの物品の常設設置は撤去します。

(2) 飛沫感染（換気、人と人との距離）

- ア 職員は、大声で話さないようにします。（利用者の皆さまにもご協力を依頼します）
- イ 職員は、マスクを着用し、適宜フェイスシールドを使用します。また、定期的な手洗い、手指の消毒を行います。（屋外の活動プログラム指導時は、状況に応じてマスクを外す場合もあります）
- ウ 職員は、制服をはじめとする使用物品等を、こまめに洗浄・消毒し、衛生的な状態を保ちます。
- エ 職員は、毎日、健康状態（検温を含む）を確認した上で業務にあたります。（体調不良もしくは発熱のある職員については出勤を停止した上で、医療機関への受診と指定機関への相談を行います）同居の家族に未診断の発熱等の症状がみられる場合も同様の対応をします。
- オ 館内は、定期的な換気を行います。
- カ 館内の受付や食堂等の対面接客が必要な箇所には、飛沫防止のため、透明ボード等を設置します。
- キ 利用者の送迎時など、車両を使用する際は、乗車前の消毒や換気、飛沫防止シート設置等を行います。
- ク 各施設の利用人数の制限させていただきます。（団体での施設利用につきましては、密な状態を避けられるよう、使用場所や利用時間の割振り・調整をさせていただきます。可能な限り、皆さまの活動予定に合わせて調整させていただきますが、ご希望に沿えない場合もございます）**大声をださない活動の場合、研修室の従来の定員でご利用可能です。**

<団体利用時の推奨宿泊定員>

	従来の定員	推奨定員
宿泊室（1室につき）	10名	5名
テント泊（1張につき）	6名	2名
食堂	260名	130名
小研修室	15名	7名
中研修室	48名	24名
大研修室	75名	37名
創作工芸室	96名	48名
多目的ホール	200名	100名

※ ご家族でのご宿泊は従来の定員でご利用できます。

(3) 利用申込時のお願い

- ア 利用日から2週間以内に、発熱や咳、頭痛等の諸症状がある方、並びに、利用日から2週間以内に海外渡航歴がある方の利用は、見合わせていただきますようお願いします。
- イ 利用時に密状態が発生しないよう、可能な限り利用時間や使用場所の調整をさせていただきます。そのため、利用前の詳細スケジュールの提出厳守と利用調整につきまして、ご理解、ご協力の程、よろしくをお願いします。
- ウ 緊急事態宣言等が発出された際、臨時休館となる場合があります。臨時休館時は、施設利用の他、主催イベント等も中止になりますので、あらかじめご了承ください。

(4) 利用時の持参物品のお願い

- ア 手指消毒剤、マスク、上履き、ハンカチ、体温計のご準備をお願いいたします。（団体引率責任者の方は参加者への案内をお願いします）

(5) 入所前におけるお願い

- ア 施設利用2週間前から、当日朝までの検温と体調確認の実施をお願いします。

(6) 施設利用におけるお願い

- ア 施設来館（到着）時は、施設ホール棟玄関にあるインターフォンにて、職員をお呼び出しください。
- イ 入所前に、検温および体調確認をお願いしています。施設玄関付近に当施設の非接触型の体温計を設置しております。
- ウ 入所前は、手指の消毒をお願いします。
- エ 利用受付時に、消毒セットの貸出を行っています。滞在中、定期的に、使用した宿泊室などのドアノブや接触箇所の消毒をお願いします。
- オ 滞在期間中、使用する部屋などは、定期的な換気をお願いします。
- カ 滞在期間中、起床時と夕食前の、一日2回の検温および体調確認をお願いします。
- キ 滞在期間中、利用者は、マスクの着用、手洗いの実施等の感染症対策の励行をお願いします。

※ただし、熱中症対策等のため、マスク着用については、下記例示を参考に適宜ご対応ください

下記のマスク対応については、令和4年5月20日の政府の基本的対処方針に基づく対応に準じています。

【2mの身体的距離が確保できる場合】

- ・屋内で会話を行う場合は、マスク着用を推奨します。
- ・屋外で会話を行う場合は、マスク着用の必要はありません。
- ・屋内で会話をほとんど行わない場合は、マスク着用の必要はありません。

- ・屋外で会話をほとんど行わない場合は、マスク着用の必要はありません。

【2mの身体的距離が取れない場合】

- ・屋内で会話を行う場合は、マスク着用を推奨します。
- ・屋外で会話を行う場合は、マスク着用を推奨します。
- ・屋内で会話をほとんど行わない場合は、マスク着用を推奨します。
- ・屋外で会話をほとんど行わない場合は、マスク着用の必要はありません。

- ク 施設共用スペース（ミーティングスペースやホールなど）のご利用はお控えください。
（休憩などは、各自の宿泊室をご利用ください。また、活動や集合などは、研修室もしくは屋外をご利用ください）

<各施設利用時のお願い>

◇ 保健室

- ・ 当面の間、外傷者のみの利用とさせていただきます。

◇ 多目的ホール（体育館）

- ・ 各出入り口を網戸状態にし、換気を行ってください。
- ・ 利用後はフロアの清掃、使用備品と接触箇所の消毒をお願いします。

◇ 乾燥室

- ・ 乾燥室の備品を使用された際は、所定の場所へ返却するようお願いいたします。（なお、滞在中に何度も使用される場合は個別で管理してください）

◇ 食堂

- ・ 食堂の座席定数を制限させていただきます。（詳細は食堂配置図をご参照ください）
- ・ 食事の前は、手洗い及び手指消毒を徹底してください。
- ・ 食堂入場時や食器返却時は、十分な距離をとってください。（並ぶ際の立ち位置を、床面に表示しています）
- ・ 食事中は、可能な限り「マスク飲食」の実施をお願いします。（マスク飲食は、感染症対策の急所とされている飲食の場で、飛沫感染を防止するために呼び掛けているものです。食事中であっても、会話をするときにはマスクの着用をお願いします）
- ・ 食事の際は、十分な換気を行います。
- ・ 密状態を避けるため、各利用者単位で、食事時間を設定させていただくことがあります。（食堂利用者の人数を制限し、入れ替えで利用させていただくため、所定の利用時間を厳守していただきますようお願いいたします）※最大2時間以内
- ・ 食堂の利用者の入れ替えタイミングで、テーブル等の消毒をします。

- ・ 当面の間、ご家族での利用者以外の「鍋料理やオードブル等」のご注文は中止させていただきます。
- ・ 補充用のお茶は、従来通りご準備させていただきますが、決められた大人の方で補充作業を実施するなど、不特定多数の方が補充作業に関わらないように配慮してください。

◇ その他の飲食に関して

- ・ お弁当やパンに関しては、当面の間、研修室や創作工芸室、多目的ホール（体育館）でも飲食可能とさせていただきます。（通常時は飲食できない部屋です）
- ・ 緊急事態宣言・まん延防止重点措置等の期間中は、酒類の販売を中止や制限いたします。また、酒類の持ち込みも禁止や制限をさせていただきます。

◇ 大浴場

- ・ 密状態を避けるため、各利用者単位で入浴時間の設定をさせていただくことがあります。（大浴場利用者の人数を制限し、入れ替えで利用させていただくため、**所定の利用時間を厳守していただきますようお願いいたします**）
- ・ 対人距離の確保をし、利用時の会話はおひかえいただきますようお願いいたします。
- ・ 入浴後は、衣服棚の消毒をお願いします。（脱衣かごは、当面の間、撤去します）
- ・ 当面の間、入浴時間を16時～22時に延長します。（通常は17時から）
- ・ 大浴場開場前に、ドアノブ、衣類棚、備品等の消毒をします。
- ・ 利用時間内は、十分な換気を行います。

◇ 宿泊室（及びテント）

- ・ 寝具（及び寝袋）を使用する際は、必ずシーツ類を付けてご利用ください。
- ・ 宿泊室（及びテント）は、1時間に1回程度、ドアや窓の網戸側を開放して換気をしてください。
- ・ シーツの返却をする際は、各自で所定の場所にシーツを分別して返却をしてください。

◇ 炊事場

- ・ 炊事場は従来通りご利用いただけます。（他の利用者の方と、一部共用になる設備がある場合があります）
- ・ 各利用者単位で、対人距離の確保や飛沫防止などの感染症対策を講じた上で、野外炊事の調理や給仕方法の工夫をお願いします。
- ・ 緊急事態宣言・まん延防止重点措置等の期間中は、酒類の持ち込みは禁止や制限をさせていただきます。

◇ 天体観望会

- ・ 20時より開催いたします。身体的距離が確保しにくいいため、マスク着用を推奨いたします。

◇ コテージ

- ・ コテージは従来通りご利用いただけます。
- ・ 寝具を使用する際は、必ずシーツ類を付けてご利用ください。
- ・ シーツの返却をする際は、各コテージ単位でシーツ回収袋をお渡しします。各自で使用済のシーツ類を回収袋に集め、リネン室にご返却ください。

◇ トイレ

- ・ 不特定多数が接触する箇所は、定期的に消毒します。
- ・ 可能な限り、換気を行います。
- ・ フタ付きの便座は、フタを閉めてから汚物を流すようお願いいたします。

◇ 活動プログラムに関して

- ・ 職員が活動プログラムの指導をする際は、対人距離の確保や飛沫防止などの感染症対策を講じた上で実施します。
- ・ 利用者単位で実施する活動プログラムにつきましては、ご希望に応じてご相談承ります。
- ・ 気温、湿度や暑さ指数が高い日には、熱中症などの健康被害を発生する恐れがあるため、マスクを外す指導を行うことがあります。熱中症も命に関わる危険があることを踏まえ、熱中症への対応を優先させてください。

マスク着用については、下記例示を参考に適宜ご対応ください)

【2mの身体的距離が確保できる場合】

- ・ 屋内で会話を行う場合は、マスク着用を推奨します。
- ・ 屋外で会話を行う場合は、マスク着用の必要はありません。
- ・ 屋内で会話をほとんど行わない場合は、マスク着用の必要はありません。
- ・ 屋外で会話をほとんど行わない場合は、マスク着用の必要はありません。

【2mの身体的距離が取れない場合】

- ・ 屋内で会話を行う場合は、マスク着用を推奨します。
- ・ 屋外で会話を行う場合は、マスク着用を推奨します。
- ・ 屋内で会話をほとんど行わない場合は、マスク着用を推奨します。
- ・ 屋外で会話をほとんど行わない場合は、マスク着用の必要はありません。

◇ ゴミ類に関して

- ・ ゴミ回収を実施する職員は、マスク、使い捨て手袋を着用することを徹底します。また、回収後は必ず石鹸と流水で手を洗います。
- ・ 鼻水や唾液等がついたと考えられるゴミ類は、ビニール袋に入れて密閉するようお願いいたします。（各利用者単位での周知をお願いします）

4 宿泊者感染疑いの際の対応

＜新型コロナウイルス感染症の疑いのある諸症状の方が発生した場合＞

強いだるさ（倦怠感）、息苦しさ（呼吸困難）、37.5度以上の発熱、平熱比+1度以上の発熱、咳、痰、のどの痛み、嗅覚、味覚の低下、その他体調がすぐれない場合 等

上記の症状がみられる場合、その方並びにその方と同室のご利用者の速やかな退所にご理解を何卒宜しくお願い致します。

- (2) 施設滞在中に、次の症状の体調不良者が確認された場合は、直ちに当施設事務所【電話：0796-97-3600】までご連絡ください。
また、同時に、当地域を管轄している「豊岡健康福祉事務所【電話：0796-26-3660】」もしくは「新型コロナ健康相談コールセンター【電話：078-362-9980】」に連絡いただき、同機関の指示に従ってください。（指示された内容を可能な範囲内でお知らせください）
- (3) 感染の疑いのある方を医療機関に受診させたい場合は、必ず受診前に医療機関に連絡し、同機関の指示に従ってください。
- (4) 感染の疑いのある方の発熱までの経過や、その方と接触した方等の情報を、できる限り収集するようにしてください。（医療機関受診時等で必要です）
- (5) 感染の疑いのある方の医療機関までの移動手段は、原則、各利用者単位で準備してください。（万が一、呼吸困難等の重い症状がある場合は、医療機関に相談の上、必要に応じて119番による救急搬送を依頼いたします）
- (6) 当施設の「感染の疑いのある方への対応」は、原則、厚生労働省「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」に基づいて対応します。
- (7) **感染の疑いのある方は、退所されるまでの間、ご利用中の宿泊室でお過ごしいただきます。感染の疑いのある方と、同室だった方も同様に、お部屋でお過ごしいただきます。**
- (8) 感染の疑いのある方への食事等の配膳は、職員が行います。（感染の疑いのある方と接触する職員を限定し、対応時には必ずマスク、使い捨て手袋を着用します）
- (9) 当施設が取得した個人情報につきましては厳重に管理いたします。なお、法令または行政当局の通達・指導などに基づく対応が生じた場合、当施設が取得した個人情報を使用させてい

ただく場合がございます。（行政当局から指示があった場合、その指示の範囲内で、同日程で当施設を利用していた他の利用者の方などへ個人情報等の提供をすることがあります）

5 退所後のお願い

退所後2週間以内に、新型コロナウイルスへの感染が確認された場合は、速やかに当施設にご連絡いただきますようお願いいたします。

6 緊急連絡先

兵庫県豊岡健康福祉事務所 TEL0796-26-3660（平日9：00-17：30）

新型コロナ健康相談コールセンター TEL078-362-9980（平日夜間及び土日祝日）

公立村岡病院 TEL0796-94-0111 公立八鹿病院 TEL079-662-5555

公立豊岡病院 TEL0796-22-6111

7 その他

代表者の方は、以上の事項を利用者全員にご周知いただきますようお願いいたします。

以 上

上記の内容をご確認いただきましたら、下記欄にご署名をお願いいたします。

入所の 5 日前までに FAX またはメールにてご提出ください。

利用日 _____

団体名 _____

代表者名 _____